

遺児等サポート奨学金給付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、保護者を亡くした児童生徒が、安定した学校生活を送り希望する進路選択に資するよう、当該児童生徒に対し給付する遺児等サポート奨学金（以下「奨学金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「遺児等」とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（以下「小中学校」という。）に在籍する者
- (2) その保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該児童生徒を現に監護する者をいう。以下同じ。）が、東日本大震災以外の要因により死亡した者。ただし、保護者が死亡した後、死亡していない保護者の婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある状況を含む。）、保護者以外の者と当該児童生徒との養子縁組その他これに類する親族関係により、保護者として当該児童生徒を監護する者が2名（原則として、当該2名の者のうち、少なくとも1名は親権を行う者とする。）いる者を除く。
- (3) 東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金給付要綱（平成23年12月28日施行）第1に規定する東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金又は他の都道府県が行うこれと同種の資金の給付を受けていない者

(奨学金の種類等)

第3 奨学金の種類、内容及び支給額は、次のとおりとする。

種類	内容	支給額
月額金	一月を単位として給付し、修学に必要な経費を支援するもの	10,000 円
小学校卒業時一時金	一時に給付し、中学校等への進学に必要な経費を支援するもの	150,000 円
中学校卒業時一時金	一時に給付し、高等学校等への進学等に必要経費を支援するもの	200,000 円

2 奨学金の給付の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 月額金 遺児等

(2) 小学校卒業時一時金 県内の小学校若しくは特別支援学校の小学部を卒業し、又は県内の義務教育学校の前期課程を修了する者であって、卒業し、又は修了する年の1月1日から3月31日までの間に遺児等である期間があるもの

(3) 中学校卒業時一時金 県内の中学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業し、又は県内の義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了する者であって、卒業し、又は修了する年の1月1日から3月31日までの間に遺児等である期間があるもの

(給付申請等)

第4 新たに月額金の給付を受けようとする者は、遺児等に該当することとなった日以降、遺児等サポート奨学金申請書(月額金)(様式第1号)に必要な書類を添付し、教育長に申請するものとする。

2 当該年度以前に前項の申請を行い、第5第1項の規定により給付の決定を受けた者が、当該年度以降に継続して月額金の給付を受けようとするときは、給付を受けようとする年度の4月1日から同月30日までの間に、遺児等サポート奨学金現況届(継続給付用)(様式第2号)に必要な書類を添付し、教育長に届け出るものとする。

3 前2項の申請又は届出は、当該申請又は届出に係る年度分の月額金を対象として行うものとする。

4 小学校卒業時一時金又は中学校卒業時一時金(以下「一時金」と総称する。)の給付を受けようとする者は、遺児等サポート奨学金申請書(一時金)(様式第3号)に必要な書類を添付し、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める期間に教育長に申請するものとする。

(1) 小中学校を卒業し、又は修了する年の1月1日から同月31日までの間に遺児等である期間がある者(卒業し、又は修了する年の同月1日から同月31日までの間に新たに遺児等に該当することとなった者及び卒業し、又は修了する年の同月1日より前に遺児等に該当することとなった者で、同日以降に新たに月額金の給付を受けようとするものを除く。) 卒業し、又は修了する年の1月1日から2月15日(やむを得ず同日までに申請を行わない者にあつては、5月31日)までの間

(2) 小中学校を卒業し、若しくは修了する年の1月1日から3月31日までの間に新たに遺児等に該当することとなった者又は各学校を卒業し、若しくは修了する年の1月1日より前に遺児等に該当することとなった者で、同日以降に新たに月額金の給付を受けようとするもの 卒業し、又は修了する年の1月1日から5月31日までの間

5 第1項及び前項の申請に係る必要書類は、次のとおりとする。

(1) 小中学校に在籍すること又は小中学校を卒業し、若しくは修了すること(見込を含む。)を証する書類

(2) 遺児等を含む世帯の戸籍謄本(第3第2項各号に該当することがわかるもの)

(3) 遺児等を含む世帯全員の住民票の写し(第3第2項各号に該当することがわかるもの)

(4) その他教育長が必要と認める書類

6 第2項の届出(第4項の申請をした者がその年の4月に行う第2項の届出を除く。)に係る必要書類は、次のとおりとする。

(1) 小中学校に在籍することを証する書類

(2) 遺児等を含む世帯全員の住民票の写し(第3第2項第1号に該当することがわかるもの)

(3) その他教育長が必要と認める書類

7 第4項の申請をした者がその年の4月に行う第2項の届出に係る必要書類は、小中学校に在籍することを証する書類その他教育長が必要と認める書類とする。

(給付決定)

第5 教育長は、第4第1項又は第4第4項の申請があつた場合において、申請者が給付対象者に該当すると認められるときは遺児等サポート奨学金給付決定通知書(様式第4号。以下「給付決定通知書」という。)により、該当しないと認められるときは遺児等サポート奨学金却下通知書(様式第5号。以下「却下通知書」という。)により、申請者宛て通知するものとする。

2 教育長は、第4第2項の届出があつた場合において、当該年度の4月1日において給付対象者に該当すると認められるときは給付決定通知書により、該当しないと認められるときは却下通知書により、届出者

宛て通知するものとする。

(給付の対象期間)

第5の2 月額金の給付対象となる期間は、第4第1項の申請のあった日(当該申請が遺児等に該当することとなった日から30日以内になされた場合にあつては、遺児等に該当することとなった日)の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「給付開始月」という。)から、遺児等に該当しなくなった日の属する年度の3月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2第3号に規定する者に該当することにより、遺児等に該当しなくなった場合における月額金の給付対象となる月数は、零とする。

(給付の時期等)

第6 第5第1項の規定により奨学金の給付を決定した場合における奨学金の給付対象月及び給付の時期は、奨学金の種類及び申請の時期に応じ、次の各号の表に定めるとおりとする。

(1) 月額金

申請の時期	給付対象月	給付の時期
4月から6月まで	給付開始月から当該年度の9月までの各月分	7月20日
	当該年度の10月から3月までの各月分	1月20日
7月から9月まで	給付開始月から当該年度の9月までの各月分	給付決定後速やかに
	当該年度の10月から3月までの各月分	1月20日
10月から12月まで	給付開始月から当該年度の3月までの各月分	1月20日
1月から3月まで	給付開始月から当該年度の3月までの各月分	給付決定後速やかに

(2) 一時金

申請の時期	給付の時期
1月から2月15日まで	3月20日
2月16日から5月まで	6月20日までの間で、 給付決定後速やかに

2 前項第1号の規定は、第5第2項の規定により奨学金の給付を決定した場合について準用する。この場合において、前項第1号の表中「申請の時期」とあるのは「届出の時期」と、「給付開始月」とあるのは「4月」と読み替えるものとする。

3 奨学金は、第5第1項又は第5第2項の規定により給付の決定を受けた遺児等(以下「給付決定を受けた遺児等」という。)に対し、口座振替の方法により支払う。

(届出)

第7 給付決定を受けた遺児等又はその保護者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく、遺児等サポート奨学金異動届(様式第6号)に、別に定める必要書類を添付し、教育長に届け出るものとする。

- (1) 給付決定を受けた遺児等が学校を転校したとき。
- (2) 遺児等に該当しないこととなったとき。
- (3) 奨学金の給付を辞退しようとするとき。
- (4) 給付決定を受けた遺児等が死亡したとき。
- (5) 給付決定を受けた遺児等又はその保護者の氏名、住所又は連絡先に異動があったとき。
- (6) 奨学金の振込先に異動があったとき。

(給付の決定等の変更又は取消し)

第8 教育長は、給付決定を受けた遺児等又はその保護者が次のいずれかに該当すると認められるときは、奨学金の給付の決定の内容を変更し、又は取り消すものとする。この場合において、既に給付を行っているときは、教育長は、当該給付決定を受けた遺児等又はその保護者に対し、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨学金の給付を受けたと認められるとき。
- (2) 奨学金の給付を辞退したとき。
- (3) その他奨学金を給付することが適当でないと認められるとき。

2 教育長は、前項の規定により奨学金の給付の決定の内容の変更又は取消しを決定したときは、給付決定を受けた遺児等及びその保護者に対し、遺児等サポート奨学金給付決定変更(取消)通知書(様式第7号)により通知するものとする。

3 前2項の規定は、遺児等に該当しなくなった後においても適用があるものとする。

(その他)

第9 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、この要綱による一時金の給付は、平成31年度以降に小中学校を卒業又は修了する者について適用する。

(申請の時期の特例)

2 この要綱の施行の際現に遺児等である者及び平成31年度中に遺児等となった者に係る第6第1項の規定の適用については、同項中「4月から6月まで」とあるのは「4月から7月15日まで」と、「申請日の属する月の翌月から」とあるのは「申請を平成31年度中に行った場合に限り、遺児等となった日の属する月の翌月又は平成31年4月のいずれか遅い月から」と、「7月20日」とあるのは「教育長が別に定める日」と、「7月から9月まで」とあるのは「7月16日から9月まで」とする。

(給付の対象期間の特例)

3 令和2年5月31日以前に遺児等に該当することとなった者に係る第5の2第1項の規定の適用については、同項中「遺児等に該当することとなった日から30日以内に」とあるのは、「令和2年6月30

日までに」とする。この場合において、同年3月31日以前に遺児等に該当することとなった者に係る給付開始月は、遺児等に該当することとなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）又は平成31年4月のいずれか遅い月とする。

（申請時期の特例等）

- 4 令和2年3月に小中学校を卒業し、又は修了した者に係る一時金の給付申請については、第4第4項及び第6第1項の規定にかかわらず、小中学校を卒業し、又は修了する年の1月1日から6月30日までの間に申請するものとし、同年6月20日又は7月20日に給付する。

様式第1号（第4関係）

遺児等サポート奨学金給付申請書（月額金）

年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

遺児等サポート奨学金（月額金）の給付を受けたいので、遺児等サポート奨学金給付要綱第4第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者	(ふりがな) 児童生徒の氏名	() 氏名	(元号) 年 月 日生
	現住所	〒 -	
	在籍する学校名・学年	学校 第 学年	
現在の保護者	(ふりがな) 氏名・続柄	() 氏名 (申請者との続柄)	
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居 ※別居の場合のみ下の欄に住所を記入してください。 (別居の場合のみ記入) 〒 -	
亡くなった保護者	亡くなった保護者の氏名	氏名 (申請者との続柄:)	
	亡くなった日及び亡くなった原因	亡くなった日 年 月 日	原因 (車日本国以外のも) <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> その他
	亡くなった保護者が親以外の場合、その事情		
連絡先	連絡のとりやまい電話番号 (申請手続に関して御連絡をすることがあります。)	電話番号	連絡先(母携帯等)
		- -	
(申請者名義) 振込口座	金融機関名		支店名
	フリガナ		預貯金種別 普通・当座
	口座名義		口座番号
現在本奨学金を受給している兄弟		氏名 (受給者番号) 氏名 (受給者番号) 氏名 (受給者番号)	
【在籍状況等証明欄】 本申請書の申請者は、 _____年____月____日(在籍開始日)から証明日現在まで本校に在籍することを証明します。 (証明日現在、第____学年) _____年 月 日 学校所在地 _____ 学校名 _____ 学校長氏名 _____ 印			

(裏面)

<注意事項>

本申請書は**月額金の新規申請**に当たって作成するものです。必要事項に記入し、該当する口のいずれかにレ点を付してください。

前年度に本奨学金を受給していた方で、引き続き現年度の月額金を申請しようとする方は、本申請書ではなく、遺児等サポート奨学金現況届(様式第2号)を提出してください。

1 記入上の留意点

(1) 申請者欄

- ・申請者とは、奨学金の給付を受けようとする児童又は生徒をいいます。
- ・現在在籍する学校等の名称については、市町村立等から正確に記入してください。

(2) 現在の保護者欄

現在の保護者とは、申請者と生計を一にし現に養育をしている者をいいます。

(3) 亡くなった保護者欄

亡くなった保護者が親以外の場合については、その事情が分かる書面等を申請書に添付してください(詳しくはお問い合わせください。)

(4) 連絡先欄

連絡のとりやすい保護者の電話番号及び連絡先を記入してください。

(5) 振込口座欄

申請者名義の預金口座の番号を記入してください。

(6) 現在本奨学金を受給している兄弟欄

申請日現在、本奨学金を既に受給している御兄弟がいる場合は、受給者番号及び氏名を記入してください。

(7) 在籍状況等証明書欄

在籍する学校の学校長が記入してください。学校長が作成した証明書(在籍開始日が分かるもの)を別途添付いただいても構いません。

2 添付書類

(1) 学校等に在籍することを証する書類

※ 申請書の【在籍状況等証明書】に学校の証明を受ける場合は、添付不要です。

(2) 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)

申請者を含む戸籍謄本を添付してください。保護者の亡くなった日を確認しますので、戸籍謄本ではそれが分からない場合は、除籍謄本や死亡診断書等、保護者の亡くなった日が分かる書類も添付してください(詳しくはお問い合わせください。)

(3) 世帯全員の住民票の写し(緑紙が記載されているもの)

コピーではなく、原本(市区町村が発行した現物)を提出してください。

(4) 振込口座が確認できるもの(通帳の表紙と見開き1ページ目のコピー)

申請者名義の預金口座を御準備ください。

※(2)及び(3)の書類は、おおむね3か月以内に発行されたものを御準備ください。

※(1)から(4)までの書類によっても、申請内容の確認ができない場合は、別途、教育長が必要と認める書類の提出を求める場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

様式第2号（第4関係）

遺児等サポート奨学金現況届（継続給付用）

年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

遺児等サポート奨学金（月額金）の給付を継続して受けたいので、遺児等サポート奨学金給付要綱第4第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

年4月1日現在

受給者	(ふりがな) 児童生徒等の氏名	() 氏名	(元号) 年 月 日生
	現住所	〒 -	
	在籍する学校名・学年	学校 第 学年	
現在の保護者	(ふりがな) 氏名・続柄	() 氏名 (受給者との続柄)	
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居 ※別居の場合のみ下の欄に住所を記入してください。 (別居の場合のみ記入) 〒 -	
連絡先	連絡のとりやすい電話番号 (手続に関して御連絡をすることがあります。)	電話番号	連絡先(母携帯等)
		- -	
前年度からの変更の有無		前年度の現況届の提出時から、再婚、養子縁組等受給者の養育状況、保護者、住所等に変更がありましたか。 <input type="checkbox"/> 有 (内容:) <input type="checkbox"/> 無	
⑤ 下の欄は、今年の1月から3月までの間に一時金の申請をした方のみ記入してください。			
一時金申請時からの変更の有無		一時金の申請時から、受給者の養育状況、保護者、住所等に変更がありましたか。 <input type="checkbox"/> 有 → 世帯全員の住民票（続柄記載あり・原本）を併せて御提出ください。 <input type="checkbox"/> 無 → 世帯全員の住民票の提出は不要です。	
【在籍状況等証明書】 本現況届の受給者は、証明日現在、本校に在籍することを証明します。（証明日現在、第____学年） 年 月 日 学校所在地 _____ 学校名 _____ 学校長氏名 _____ 印			

(裏面)

<注意事項>

現況届は、前年度に本奨学金を受給していた方が引き続き現年度の月額金を受給するために作成するものです。必要事項に記入し、該当する口のいずれかにレ点を付してください。

初めて本奨学金を申請する方は、遺児等サポート奨学金給付申請書（様式第1号又は様式第3号）を提出してください。

1 記入上の留意点

(1) 受給者欄

現在在籍する学校等の名称については、市町村立等から正確に記入してください。

(2) 現在の保護者欄

現在の保護者を記入してください。

(3) 連絡先欄

連絡のとりやすい保護者の電話番号及び連絡先を記入してください。

(4) 前年度からの変更の有無

前年度に現況届を提出してから現在までの間に、再婚、養子縁組等により亡くなった保護者に代わる方がいないか、住所や連絡先等に変更がないかを確認するものです。該当する口のいずれかにレ点を付してください。

(5) 一時金申請時からの変更の有無（今年の1月から3月までの間に一時金の申請をした方のみ）

一時金の申請時から現在までの間に、再婚、養子縁組等により亡くなった保護者に代わる方がいないか、住所や連絡先等に変更がないかを確認するものです。該当する口のいずれかにレ点を付してください。

(6) 在籍状況等証明欄

在籍する学校の学校長が記入してください。学校長が作成した証明書（現在の学年が分かるもの）を別途添付いただいても構いません。

2 添付書類

(1) 学校等に在籍することを証する書類

※ 現況届の【在籍状況等証明欄】に学校長の証明を受ける場合は、添付不要です。

(2) 世帯全員の住民票の写し

- ・続柄の記載があるものを御準備ください。
- ・現況届を記入する年の4月1日以降に発行されたもので、コピーではなく原本（市区町村が発行した現物）を提出してください。

※現況届を記入する年の1月から3月までの間に一時金の申請をした場合

原則として、世帯全員の住民票の写しを提出いただく必要はありませんが、一時金の申請時から現在までの間に養育状況に変更があった場合は提出してください。

※御記入いただいた内容から現況の確認ができない場合は、別途、教育長が必要と認める書類の提出を求める場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

様式第3号（第4関係）

遺児等サポート奨学金給付申請書（一時金）

年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

遺児等サポート奨学金（一時金）の給付を受けたいので、遺児等サポート奨学金給付要綱第4第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者	(ふりがな) 児童生徒の氏名	() 氏名	(元号) 年 月 日生
	現住所	〒 -	
	在籍する学校名・学年	学校 第 学年	
現在の保護者	(ふりがな) 氏名・続柄	() 氏名 (申請者との続柄)	
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居 ※別居の場合のみ下の欄に住所を記入してください。 (別居の場合のみ記入) 〒 -	
亡くなった保護者	① 一時金のみを新規に申請する場合に限り、記入してください。		
	亡くなった保護者の氏名	氏名 (申請者との続柄:)	
	亡くなった日及び亡くなった原因	亡くなった日 年 月 日	原因 (東日本震災以外のもの) <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> その他
	亡くなった保護者が親以外の場合、その事情		
連絡先	連絡のとりやすい電話番号 (申請手続に関して御連絡をすることがあります。)	電話番号	連絡先 (母携帯 等)
		- -	
(申請者名義) 振込口座	② 一時金のみを新規に申請する場合、月額金の振込口座と異なる口座 (申請者名義) への振込を御希望の場合は、記入してください。(預金通帳の表紙と見開き1ページ目のコピーを併せて御提出ください。)		
	金融機関名	支店名	
	フリガナ	預貯金種別	普通・当座
	口座名義	口座番号	
【卒業（見込）証明欄】 本申請書の申請者は、 _____年3月31日に 本校を卒業（修了）した・する見込みである ことを証明します。 年 月 日 学校所在地 _____ 学校名 _____ 学校長氏名 _____ 印			

(裏面)

<注意事項>

本申請書は一時金の申請に当たって作成するものです。必要事項に記入し、該当する□のいずれかにレ点を付してください。

1 記入上の留意点

(1) 申請者欄

- ・申請者とは、奨学金の給付を受けようとする児童又は生徒をいいます。
- ・現在在籍する学校等の名称については、市町村立等から正確に記入してください。

(2) 現在の保護者欄

現在の保護者とは、申請者と生計を一にし現に養育をしている者をいいます。

(3) 亡くなった保護者欄

- ・本奨学金を初めて申請し、一時金のみ給付を受けようとする場合に限り、記入してください。
(月額金の申請を同時に提出する場合及び既に本奨学金を受給している場合は、記入不要です。)
- ・亡くなった保護者が親以外の場合については、その事情がわかる書面等を申請書に添付してください(詳しくはお問い合わせください。)

(4) 連絡先欄

連絡のとりやすい保護者の電話番号及び連絡先を記入してください。

(5) 振込口座欄

- ・本奨学金を初めて申請し、一時金のみ給付を受けようとする場合及び既に本奨学金を受給しており、月額金の振込口座と異なる預金口座への振込を希望する場合に限り、記入してください。
- ・申請者名義の預金口座の番号を記入してください。

(6) 卒業(見込)証明欄

卒業した(見込を含む。)学校の学校長が記入してください。学校長が作成した証明書を別途添付いただいても構いません。

2 添付書類

(1) 学校等を卒業(修了)した(する見込みである)ことを証する書類

※ 申請書の【卒業(見込)証明欄】に学校の証明を受ける場合は、添付不要です。

(2) 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)

申請者を含む戸籍謄本を添付してください。ただし、本奨学金自体を初めて申請するときは、保護者の亡くなった日を確認しますので、戸籍謄本ではそれが分からない場合は、除籍謄本や死亡診断書等、保護者の亡くなった日が分かる書類も添付してください(詳しくはお問い合わせください。)

(3) 世帯全員の住民票の写し(続柄が記載されているもの)

コピーではなく、原本(市区町村が発行した現物)を提出してください。

(4) 振込口座が確認できるもの(通帳の表紙と見開き1ページ目のコピー)

申請者名義の預金口座を御準備ください。既に奨学金を受給しており、振込口座に変更がない場合は、添付不要です。

※ (2) 及び (3) の書類は、学校等を卒業(修了)した(見込を含む。)年の1月以降に発行されたものを御準備ください。

※ (1) から (4) までの書類によっても、申請内容の確認ができない場合は、別途、教育長が必要と認める書類の提出を求める場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

様式第4号（第5関係）

遺児等サポート奨学金（月額金・一時金）給付決定通知書

遺児等サポート奨学金の給付について、下記のとおり給付します。

記

申請者（受給者）氏名		受給者番号	
申請者（受給者）住所			
在籍学校名及び学年		第 学年	
保護者氏名		申請者（受給者）との被柄	
給付内容	給付の種類	月額金	一時金
	給付金額	円 (月額10,000円)	円 (要綱第3項第号該当)
	給付対象	年 月から 年 月まで	____年度卒業（修了）分
摘 要			

備考1 月額金は、給付金額のうち 月から 月分を 月 日までに、 月から 月分を 月 日までに、申請書に記載された口座に振り込むことにより給付します。

2 一時金は、卒業又は修了した年の 月 日までに、申請書に記載された口座に振り込むことにより給付します。

3 申請内容又は届出内容に異動が生じた場合は、遅滞なく遺児等サポート奨学金異動届（様式第6号）を提出してください。

年 月 日

申請者（受給者）

殿

宮城県教育委員会教育長 印

〔 担当： 〕

様式第5号（第5関係）

遺児等サポート奨学金（月額金・一時金）却下決定通知書

遺児等サポート奨学金（月額金・一時金）の給付について、次の理由により給付することができませんので、通知します。

記

給付することができない理由

--

年 月 日

申請者（届出者）

殿

宮城県教育委員会教育長 印

{ 担当: }

遺児等サポート奨学金異動届

年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

受給者住所：

氏名：

保護者住所：

氏名：

遺児等サポート奨学金の給付を受けていますが、下記のとおり異動が生じたので、遺児等サポート奨学金給付要綱第7の規定により届け出ます。

記

 第1号（転校）に該当

	異動前	異動後
学校名		
学年		
異動年月日		年 月 日
【在籍証明書】 本異動届の受給者は、遺児等サポート奨学金給付要綱第7第1号の異動後の事実と相違ないことを証明する。 年 月 日 学校所在地 _____ 学校名 _____ 学校長氏名 _____ 印		

※ 在籍証明書は、受給者が転入した学校の学校長が記入してください。学校長が作成した証明書（転入日が分かるもの）を別途添付いただいても構いません。

 第2号（給付対象者に該当しないこととなった）に該当 保護者の再婚（事実婚を含む。） 養子縁組 その他（理由： _____）

上記の事実が生じた年月日 年 月 日

 第3号（給付の辞退）に該当

本奨学金の受給を辞退します。

 第4号（受給者の死亡）に該当

死亡年月日 年 月 日

※ 死亡届の写し、戸籍抄本の写しなど受給者が死亡したことを証する書類を添付してください。

（裏面に続きます。）

第5号（受給者又は保護者の氏名・住所・連絡先の異動）に該当

受給者

	異動前	異動後
氏名		
住所	〒	〒
電話番号	— —	— —
異動年月日		年 月 日

保護者

- 受給者の変更と同一である。 → 下の欄の記入は不要です。
 受給者の変更と違う点がある。 → 下の欄に記入してください。

	異動前	異動後
氏名		
続柄		
住所	〒	〒
電話番号	— —	— —
異動年月日		年 月 日

※ 異動内容に応じて次の書類を添付してください。

- ・氏名・続柄の異動 → 異動後の受給者及び保護者の戸籍謄本
- ・住所の異動 → 異動後の世帯全員の住民票の写し（続柄の記載があるもの、コピー不可）
- ・連絡先の異動 → 添付不要

第6号（振込先の異動）に該当

	異動前	異動後
金融機関名		
支店名		
預貯金種類		
口座名義人（フリガナ）		
口座名義人（受給者名義）		
口座番号		

※ 預金通帳の表紙と見開き1ページ目のコピーを添付してください。

【作成上の留意点】

- ・該当する口にレ点を付し、異動前後の状況を記入してください。
- ・提出された書類から異動内容の確認ができない場合は、別途、教育長が必要と認める書類の提出を求める場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

様式第7号（第8関係）

遺児等サポート奨学金給付決定変更（取消）通知書

年 月 日 付けで給付の決定をした遺児等サポート奨学金について、下記のとおり変更する（取り消す）こととしたので通知します。

記

申請者（受給者）氏名		受給者番号	
申請者（受給者）住所			
在籍学校名及び学年		第 学年	
保護者氏名		申請者（受給者）との被柄	
決定事項	<input type="checkbox"/> 給付決定の内容の変更（月額金・一時金）		
	変更前 _____ _____	変更後 _____ _____	
決定理由	<input type="checkbox"/> 給付決定の取消（月額金・一時金）		
	取消の内容 _____ _____		
決定理由			
備 要			

年 月 日

申請者（受給者）

殿

宮城県教育委員会教育長 印

{ 担当: _____ }

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年11月30日から施行する。ただし、改正後の第4第6項及び第7項の規定並びに様式第2号については、令和5年度以降の月額金の給付に係る届出に適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の遺児等サポート奨学金給付要綱の規定による諸様式で取扱上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の遺児等サポート奨学金給付要綱の規定によるものとみなす。